

私たちの権利(休暇・研修など)

2020 年度版

私たちの休暇は、「群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」「同規則」に従っています。条例第 12 条（休暇の種類）では、「学校職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、子育て部分休暇及び無給休暇とする。」とされています。

※リフレッシュ休暇や育児休業など多くの休暇や休業、さらに、結婚・出産などにともなって、共済組合や互助会から各種の「給付」があります。事務室によく確認し、給付漏れがないようにしましょう。

I 年休・特休・休業等

1. 年次有給休暇

年度で 20 日、1 日若しくは 1 時間単位で取得（7 時間 45 分で 1 日となります）。1 年間 20 日まで残日数を次年度に繰り越せます。

2. 特別休暇

○**夏季休暇** 7 月～9 月までの期間内で、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する 5 日の範囲内（教育職員は夏季休業日が原則）

○**リフレッシュ休暇**

30 歳 勤続 5 年及び満 30 歳に達する年度の希望する時期に、週休日、休日及び代休日を除いて年休利用により原則連続 5 日間の休暇。

40 歳 勤続 15 年及び満 40 歳に達する年度の希望する時期に、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続 5 日間（特別休暇 3 日、年休 2 日）の休暇。（旅行券 2 万円分が、互助会から支給されます）

50 歳 永年勤続者特別休暇を廃止して、リフレッシュ休暇に移行、勤続 25 年及び満 50 歳に達する年度の希望する時期に、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続 5 日間（特別休暇 3 日、年休 2 日）の休暇（旅行券 4 万円分が互助会から支給されます）

○**結婚休暇**（結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要な行事） 7 日の範囲内（1 日単位で分割取得も可能）

○**公民権行使の休暇** 選挙権その他、必要と認められる期間

○**裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署への出頭** 必要と認められる期間

○**ボランティア休暇** 1 年につき 5 日の範囲内（1 日若しくは 1 時間単位で取得）

○忌引

配偶者 10 日 父母又は配偶者の父母 7 日 子 5 日

祖父母 3 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は 7 日） 孫 1 日 兄弟姉妹 3 日

おじ又はおば 1 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は 7 日）

父母の配偶者 7 日 子の配偶者又は配偶者の子 5 日 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 3 日

兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 3 日 おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば 1 日

○**父母の祭日休暇** 実父母・養父母のみ、追悼の特別な行事のため、必要と認められる期間

○**災害による住居損害** 復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められた場合（週休日を除く 7 日の範囲内）

○**災害危険回避の場合** 地震などの災害、交通機関事故、感染症予防による交通制限などで必要と認められる期間

3. 無給休暇

○**留学休暇** 教諭及び講師が外国の学校、研究所等に留学する場合 6 カ月以上 3 年を超えない範囲の期間（経験 3 年以上、承認が必要）

○**大学院修学休業** 専修免許状を取得するため、1 年以上 3 年を超えない範囲の期間

免許状に係る在職年数 3 年以上で、受験には県教委の承認が必要です。

○**自己啓発休業** 大学等課程の履修は 2 年、国際貢献活動は 3 年

在職期間 2 年以上で、公務に関する能力向上に資すると認められた場合。県教委の承認が必要です。

○**配偶者同行休業** 外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合（3 年の範囲内で、2 回延長可）。県教委の承認が必要です。

II 育児に関する制度・休暇

1. 産前・産後休暇

○産前休暇 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）以内に出産する予定である女子学校職員が申し出た場合
出産の日までの申し出た期間

○産後休暇 女子学校職員が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間

※産前・産後の休暇の具体的な取り方は、基本的に次の 3 通りです。

産前 8 週十産後 8 週 産前 7 週十産後 9 週 産前 6 週十産後 10 週

○産休引継ぎ期間 養護教諭・理科実習教員・学校司書など一人職種の場合は、直前 3 日、直後 1 日。複数職種の場合は、直前 2 日、直後 1 日、代替の職員に勤務してもらえます。

2. 育児時間（女性）

生後 1 年 4 ケ月に達しない生児を育てる職員が、その生児の保育を行う場合 1 日 2 回を超えず、かつ、合計 2 時間を超えない範囲内の期間

※育児時間の具体的なとり方は、基本的に次の 3 通りです。 朝・夕いずれか 120 分一括 朝 60 分+夕 60 分 朝 30 分+夕 90 分（この逆）

3. 育児時間（男性）

生後 1 年 4 ケ月に達しない生児を育てる学校職員が、その生児の保育を行う場合

配偶者が生児を養育できる場合は取得できません。配偶者が勤務等で生児を養育でない場合

① 2 時間から配偶者が養育できる時間を除き 30 分単位で取得 ② 2 回に分割できるのは配偶者が育児時間を取得しない場合のみ

4. 妊娠障害休暇（妊娠中の女子学校職員）

つわり、浮腫、蛋白尿、高血圧、静脈瘤等のある場合、16 日の範囲内（1 日若しくは 1 時間単位で取得）

5. 妊娠通院休暇

妊娠中又は出産後 1 年以内の女子学校職員が、母子保護法に基づく保健指導・健康診査を受ける場合

1 回につき 1 日の勤務時間の範囲内

※具体的な回数は、基本的に次のとおりです。

妊娠 6 ケ月まで 4 週間に 1 回、7 ケ月～9 ケ月まで 2 週間に 1 回、10 ケ月～分娩まで 1 週間に 1 回、出産後 1 年まで 1 回（医師等の特別な指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）

6. 妊娠通勤緩和休暇

妊娠中の女子学校職員 勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内

7. 配偶者の出産休暇 3日の範囲内(1日若しくは1時間単位で取得)

出産のため入院する等の日から出産の日以降2週間を経過する日まで

- 休息・補食時間保障・・・妊婦の休息・補食の時間は、本人の必要な時間を、勤務の途中で取得できます。(職免扱い)
- 軽易な業務への転換請求・・・妊娠のため業務が過重になったとき、請求すれば軽易な業務に転換してもらうことができます。
- 体育実技の代替配置・・・産前休暇14週間より体育実技について、非常勤教員の配置ができます。

8. 男性職員の育児参加のための休暇

5日の範囲内(1日若しくは1時間単位で取得)で当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで

9. 育児休業(無給)

3歳未満の子どもを養育する教職員は、その子が3歳に達するまで休業することができ、休業期間が終われば元の職に戻れます。

※共済組合掛金は、申し出をした日の属する月から、当該の子が1歳に達する日の翌日の属する月の前月まで免除されます。

※互助会掛金は、申し出をした日の属する月から、育児休業が終了する日の属する月の前月まで免除されます。

※昇給延伸の回復・・・育児休業取得に伴う昇給延伸の復元措置は、換算率の見直しにより100%復元されます。

10. 育児部分休業・子育て部分休暇

勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間以内、30分単位で取得できます。対象となる子は、「小学校3年生までの子」です。配偶者の育児休業取得の有無等の状況にかかわらず取得できます。給与・調整額については、1時間単位で減額します。

11. 育児短時間勤務

対象となる子は「小学校入学の始期に達するまでの子」です。配偶者の育児休業取得の有無等の状況にかかわらず取得できます。下記の4つの勤務形態により、希望する日及び時間帯において勤務します。

- ①週5日(1日3時間55分勤務)
- ②週5日(1日4時間55分勤務)
- ③週3日(1日7時間45分勤務)
- ④週2日半(7時間45分勤務2日と3時間55分勤務1日)

Ⅲ 病気・看護・介護休暇等

1. 病気休暇

- ・時間単位での取得が可能です。 ・引き続き7日を超えなければ医師の診断書を提出する必要はありません。
- ・30日以内であれば勤勉手当は除算されません。

<病気休暇の期間>

- ・公務上の傷病・通勤傷病 必要と認められる期間
- ・私傷病 90日以内の期間(人事委員会が承認した特定疾病・結核性疾患については、さらに90日の範囲内で延長できます) 超えた場合は休職となり、1年目は給与80%、2年目・3年目は傷病手当金や傷病手当付加金として給与の80%相当支給されますが、3年目の終わりに復職又は退職となります。

2. 生理休暇 その都度必要と認める時間又は日数、勤務困難である旨を申し出た場合

3. ドナー休暇 必要と認められる期間、配偶者・父母・子・兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、必要な検査・入院等を含む

4. 看護休暇 1日又は1時間単位で取得できます。2019年度から、対象範囲が高校生まで拡大しました(付与日数:3日の範囲内)。

父母の看護は、中学生以下の子がいない場合は3日、中学生以下の子がいる場合は、与えられる日数内で3日

小学校就学前の子	1人	2人	3人	4人	5人
付与日数	5日	10日			

小学生又は中学生の子	1人	2人	3人	4人	5人
付与日数	3日	4日	5日	6日	7日

小学校就学前の子	1人	1人	1人	2人	2人	3人
小学生又は中学生の子	1人	2人	3人	1人	2人	1人
付与日数	8日	10日				

5. 短期介護休暇

負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするため、1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)を1日又は1時間単位で取得できます。要介護者は、「配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹」(祖父母、孫、兄弟姉妹については学校職員と同居している場合)、地公臨・育休代替の教職員も対象となります。

6. 介護休暇

配偶者、一親等及び二親等の親族の負傷・疾病又は老齢により、一定期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護のため、一の要介護者が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、継続した暦日7日以上で、週休日・休日・代休日を除いた180日(1日又は1時間単位で取得し、勤務しない時間については給与を減額)。2年以内の取得期限が廃止され、3回まで分割取得が可能となりました。

7. 介護時間

連続する3年の期間内で、1日につき2時間を超えない範囲で取得できます。

*育児部分休業・子育て部分休暇・介護時間については、勤勉手当の算定は勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間は除算されません。また、育児休業の承認期間が1か月以下である場合は、除算されません。